

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

白川村

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

(1) 地域の現況

白川村は、岐阜県の西北部に位置し、富山県と連なり西は白山山系を経て石川県と境界をなしており、急峻な山々に囲まれた典型的な山村である。こうした立地特性から当村では、傾斜地が多く平地地域と比べて農業生産活動等の条件が厳しく、さらには担い手の高齢化、減少等により耕作放棄が増加等することで農業の有する多面的機能の低下が特に懸念されている。

(2) 目標

前段を踏まえ、本地域では、農業生産活動を始めとする長年継続されてきた農業者や地域住民による農用地の保全に資する各種取組を維持、また有機農業に取り組むことにより生物多様性を保全していくために、法第3条第3項に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	白川村全域	第3条第3項第1号に掲げる事業
②	〃	第3条第3項第2号に掲げる事業
③	〃	第3条第3項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に関し、以下のとおり定めることとする。

1 対象農用地の基準

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1 ha 以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1 ha 未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1 ha 以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

白川村全域（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律）

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率 70%以上の地域の草地

(エ) 村長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地

田 1 / 1 0 0 以上、畑、装置及び採草牧草地 8 度以上

(2) その他留意すべき事項

設定しない。

2 集落協定の共通事項

(1) 集落連携・機能維持加算の要件緩和

ア 集落の農用地面積が1 ha 未満である場合において、農用地面積が0.8ha 以上であり、かつ、農用地の保全等の観点から集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると市町村長が個別に認めた場合には、1 ha 以上の一団の農用地の要件を満たしたものとみなす。

イ 協定参加者数がおおむね50 戸に満たない場合において、協定参加者数が30 戸以上となり、かつ、地理的又は地形的な条件等を踏まえ集落連携・機能維持加算の対象とすることが適当であると市町村長が個別に認めた場合には、おおむね50 戸以上の協定参加者数の要件を満たしたものとみなす。

3 対象者

対象者は、集落協定又は個別協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う者とする。

(1) 耕作、農用地管理等を行う者（農業生産法人、生産組織、第3セクター等を含む。）を対象とする。農用地の所有者と作業の受託者等が共同して維持・管理を行っている場合等にあつては当事者間の話し合いによりいずれかを対象者とする。農業委員会等は、協定が円滑に締結されるよう、必要とあれば農用地の所有者と農業生産活動等を行う者との調整を行う。

(2) 認定農業者に準ずる者とは、白川村の農業経営基盤強化促進基本構想に定められた者など地域の実情に合わせて白川村長が認定する者とする。

4 その他必要な事項 設定しない。